

頁	条	現 行	改 正	説 明
15p	第2条	プレーヤーは、ストロークや練習を行う前に、周囲の安全を十分に確認しなければならない。	プレーヤーは、ストロークや <b>素振り</b> を行う前に、周囲の安全を十分に確認しなければならない。 <b>2. 同伴者全員が、ティショットを打ち終わるまで前方に出てはならない。</b> <b>3. プレーヤーはクラブの打球面で打たなければならない。</b>	安全の徹底を明文化した。 2項は一打目終了後、先に前に行くことを禁止する言葉を追加。(36条1項3号 バンカーならし・ボールすくいを動かすに関連あり) 3項は常識として、ボールを打つのは打球面であることを知ってもらう。
18p	第7条	<b>3 プレー中のボール</b> ボールはプレーヤーがティグラウンド上でストロークを行った時に、「プレー中」のボールとなり、ホールアウトするまでプレー中の状態を継続する。 また、ボールを紛失したり、OB(アウトオブバウンズ)であったり、拾い上げられた場合または、ボールの取り替えが許されていると否とにかかわらず別のボールに取り替えた場合においても、そのボールについては、 <u>プレースまたはリプレース後のストロークを行った時に「プレー中」のボールとなり、以後、ホールアウトするまでプレー中の状態を継続する。</u> また、ティショットが空振りした場合は、ストロークを行ったとは見なさず(2打目以降の空振りも同じ)、再度ティショットをして、ボールが動いた状態(ボールがティから離れた)になった時、または、2打目以降における空振りで、ボールが動いた時に「プレー中」のボールとなる。	<b>3 プレー中のボール</b> ボールはプレーヤーがティグラウンド上でストロークを行って、 <b>ティグラウンドから離れた</b> 時に、「プレー中」のボールとなり、ホールアウトするまでプレー中の状態を継続する。 <b>ただし、スイングして動いたボールがティグラウンドに掛かっている場合は、ストロークしたとは見なさない。</b> <u>ボールを紛失したり、OBであったり、<b>ボールが動かされたりした</b>場合または、ボールの取り替えが許されていると否とにかかわらず別のボールに取り替えた場合は、「プレー中」のボールではなくなる。その後、プレースし、ストロークを行った時に「プレー中」のボールとなる。</u> <u>マークを要する場合、<b>ボールマーカーを置いた</b>ときに「プレー中」のボールではなくなる。その後、リプレースして<b>マーカーをはずした</b>ときに「プレー中」のボールとなる。</u>	ティグラウンドでの定義 「ティグラウンドを特別な場所である」と決めたため、どの時点がプレー中のボールになるかを明確にした。但し書きは、ボールが動いている間は判定ができないためこのような表現とした。 プレースの場合の定義 拾い上げられるばかりでないので、ボールが動かされた場合と意味を広くし、どの時点で「プレー中のボール」でなくなるか明確にするとともに、プレースしストロークしたときに「プレー中のボール」に復活することを明確にした リプレースの定義 リプレース(マーク)とプレースは、どの時点で「プレー中のボール」となるか、当然異なるべきものと判断し、マーカーを置くときとし、マーカーを取り除いたときに「プレー中のボール」になるとした 補足 プレースとリプレースの定義を分離したため、ボールマーカーを取り除かないでストロークした場合はペナルティが付加されることに注意が必要です。

頁	条	現 行	改 正	説 明
19p	第7条	<p><b>7 ティグラウンド</b></p> <p>「ティグラウンド」とは、各ホールスタート場所をいい、その区域は、1辺の長さが前後面・両側面とも1.3m以上なければならない。ティグラウンドの前面の先端から40cm以上離れた両側に、ティマークを設置するか、ティラインを引き、その先端から後方の区域を、<u>ボールをティアップ出来る範囲とする。</u></p> <p>ボール全体が、区域の先端から外にある場合は、そのボールはティグラウンド外にあるボールである。</p>	<p><b>7 ティグラウンド</b></p> <p>「ティグラウンド」とは、各ホールスタート場所をいい、その区域は<u>平坦で、</u>1辺の長さが前後面・両側面とも1.3m以上なければならない。ティグラウンドの前面の先端から40cm以上離れた両側に、ティマークを設置するか、ティラインを引き、その先端から後方の区域を、<u>ティアップエリア(ボールをティアップできる範囲)</u>とする。</p> <p>ボール全体が、区域の先端から外にある場合は、そのボールは<u>ティアップエリア</u>外にあるボールである。</p>	<p>「ティアップエリア」の用語を新設した 新設することにより「ボールの置く位置」の説明をしやすくした。</p>
23p	第7条	<p><b>2.2 紛失球</b></p> <p>「紛失球」とは、プレー中に紛失したボールや自分のボールと確認出来なかったボールをいう。</p>	<p><b>2.2 紛失球</b></p> <p>「紛失球」とは、プレー中に紛失したボールや自分のボールと確認できなかったボールをいう。<u>プレーヤーは紛失球を宣言し、新たなボールで次打を打つまで、そのボールは紛失球ではない。</u></p>	<p>どの時点で「紛失球」として取り扱うのか明確にした。</p>
23p	第7条	<p><b>2.3 誤球</b></p> <p>「誤球」とは、<u>自分のボール以外の</u>ボールを打った場合をいう。</p>	<p><b>2.3 誤球</b></p> <p>「誤球」とは、<u>ホールのプレー中に他人</u>のボールを打った場合をいう。</p> <p><u>ティグラウンドで他人のボールと間違えて打った場合は、誤球ではなく取り換えたボールとして扱う。</u></p>	<p>ホール終了後のボールの取替えができること及びティグラウンドで他人のボールを間違えることがあるため、「誤球」をプレー中のボールについて適用する。</p>
24p	第7条	<p><b>用語の定義なし</b></p>	<p><b>2.6-2 ボールマーカー</b></p> <p><u>「拾い上げるボールの目印」の事をいう。</u></p>	<p>「マーカー」と「ボールマーカー」とを分けて定義した。</p>

パークゴルフ規則改訂 「見直し点の解説」(抜粋)

頁	条	現 行	改 正	説 明
25p	第7条	<p><b>30 特設ティ</b>  <u>ティショットがOBになった場合において、当該OBラインを越えた地点が見通せないホールに特設のティグラウンドを設け、OBのペナルティを加えた第4打目からとしてティショットを行う地点をいう。</u></p>	<p><b>30 特設ブレース位置</b>  <u>ボールがOBになった場合において、当該OBラインを横切った地点が見通せないが規則に基づいてブレースすることが困難な場合に特設のブレース位置を設け、OBのペナルティを加えて次打を打つ地点をいう。</u></p>	用語変更 ティショットに限らないため表現を変えた。
25p	第7条	<p><b>32 ブレースとリブレース</b>  OB、カジュアルウォーター、紛失球及びアンプレヤブル等のボールを、規則に基づいた位置に置くことをいう。</p>	<p><b>32 ブレース</b>  OB・<u>紛失球</u>、カジュアルウォーター、<u>修理地</u>、アンプレヤブル及び「<u>動かされた</u>」等のボールを、規則に基づいた位置に置くことをいう。</p>	用語の新設 ブレースとリブレースを分けて定義した。 より具体的に説明した。
26p	第7条	用語の定義なし	<p><b>33 リブレース</b>  <u>マークをして拾い上げたボールを元の位置に戻すことをいう。</u></p>	用語の新設 ブレースとリブレースを分けて定義した。
26p	第7条	用語の定義なし	<p><b>34 プレーに適さないボール</b>  <u>ひびが入ったり、欠けたり、割れているのが一見して判る場合はプレーに適さないボールである。</u></p>	用語の新設 規則の中で定義することを避けるためここで定義した。
26p	第7条	用語の定義なし	<p><b>35 練習ストローク</b>  <u>プレーコースの状況の確認、自分の打球方法の確認のために、ボールを打つ行為をいう。</u></p>	用語の新設 規則の中で定義することを避けるためここで定義した。

頁	条	現 行	改 正	説 明
27p	第8条	<p><b>ゲーム (通則)</b> パークゴルフの<u>ゲーム</u>は、本規則にしたがって1個のボールをティグラウンドからプレーし、1ストロークまたは連続するストロークでカップに入れること<u>によって</u>成立する。</p>	<p><b>ストロークプレー (通則)</b> パークゴルフは、本規則にしたがって1個のボールをティグラウンドからプレーし、1ストローク<u>以上のストロークを積み重ね</u>てカップに入れる<u>ことで</u>成立する。 <u>2 ストロークした自分のボールを、元の場所に返して打ち直すことはできない。(前進主義の考え方)</u> <u>3 OB及びアンプレヤブル等の2クラブの測定方法</u> <u>(1)OB区域を含んだ2クラブの測定をすることはできない。(ネット、柵の反対側にプレースする事はできない)</u> <u>(2)2クラブとは、ほぼ直線で測定し折れ曲がないこと。</u> <u>(3)OBの場合は、OB区域に入ったと思われる所(規則40-3)、アンプレヤブルの場合(規則41-2)は、ボールの止まっている位置または基点から2クラブ以内とする。</u></p>	<p>「ゲーム」は馴染まないので「ストロークプレー」とした。 1項 ストロークが途切れる場合もあるため、この表現とした。 2項 以前からこの表現は説明してきたが、規則の中に盛り込まれていなかったので入れた。 3項 2クラブの測定方法が定義されていなかったの で、ここに入れ明確にした。 補足 幅の狭いウォーターハザードの場合もこの通則に合わせ、ボールが入ったと思われる位置からウォーターハザード側に2クラブの測定はできない。(反対側へプレースする事はできない)</p>
28p	第12条	<p>2 プレーヤーは、1本のクラブで正規のラウンドを<u>スタート</u>しなければならない。 プレーヤーのクラブが通常のプレーの過程で損傷したため、本規則に適合しなくなった場合、他のクラブと取り替えることができる。この場合、同伴者の<u>同意</u>を必要とする。</p>	<p>2 プレーヤーは、1本のクラブで正規のラウンドを<u>プレー</u>しなければならない。 プレーヤーのクラブが通常のプレーの過程で損傷したため、本規則に適合しなくなった場合、<u>もしくは紛失(取り違いも含む)した場合は</u>、他のクラブと取り替えることができる。<u>ただし、紛失クラブが見つかった場合はこれを使用することができる。</u></p>	<p>スタートのときばかりでなく、プレー中は1本であるので表現を変えた。 紛失した場合の説明が無かった為、これを含めた。 紛失したクラブが見つかった場合は、再度使用できるようにした。 これらの場合、同伴者の確認と競技役員によるクラブの再検査を義務付けた。</p>

頁	条	現 行	改 正	説 明
			<p><b>これら</b>の場合、同伴者の<b>確認及び競技役員による再検査</b>を必要とする。</p>	
28p	第 13 条	<p>(ボール) 2 ……ボールを拾い上げる前に、プレーヤーは同伴者に自分の意思を告げ、ボールの位置にマークをし、その上でボールを拾い上げることが出来る。 そのボールがプレーに適さないと同伴者の同意を得た場合、プレーヤーは、別のボールに取り替えリプレースすることが出来る。同意を得られなかった場合は、初めのボールをリプレースしなければならない。</p>	<p>(プレーに適さないボール) 1 ……プレーヤーは同伴者に<b>ボールを確認する</b>意思を告げ、ボールの位置をマークし、その上でボールを拾い上げ<b>なければならない</b>。 そのボールがプレーに適しないと同伴者の<b>確認</b>を得た場合、プレーヤーは、別のボールに取り替えリプレースすることができる。<b>確認を怠った</b>場合は、初めのボールをリプレースしなければならない。</p>	<p>同伴者の同意まで必要なく、確認とした。</p>
29p	第 15 条	<p>b. スコアカードの署名及び提出 ラウンド終了後、プレーヤーは、同伴プレーヤー相互に各ホールのスコア及び集計結果を確認し、<b>マーカーの署名を得た後、自分も副署して、速やかに競技会を運営管理する委員会等</b>(以下「委員会」という。)に当該スコアカードを提出しなければならない。 d. プレーヤーが、あるホールのスコアを真実の打数より少なく記録し、当該スコアカードを委員会に提出したときは、同伴者も含め、競技失格とする。逆に、プレーヤーが真実の打数より多く記録し、提出したときは、そのスコアはそのまま有効とする。</p>	<p>b. スコアカードの署名及び提出 ラウンド終了後、プレーヤーは、同伴プレーヤー相互に各ホールのスコア及び集計結果を確認し、<b>署名後、同伴者全員の署名を得て、速やかに競技会を運営管理する委員会等</b>(以下「委員会」という。)に当該スコアカードを提出しなければならない。違反したときは、競技失格と<b>なる場合がある</b>。 d. プレーヤーが、あるホールのスコア<b>及び集計結果</b>を真実の打数より少なく記録し、当該スコアカードを委員会に提出したときは、同伴者も含め、競技失格とする。逆に、プレーヤーが真実の打数より多く記録し、提出したときは、そのスコアはそのまま有効とする。</p>	<p>プレーヤーの責任を明確化した。 マーカーの責任を少なくし、解かりやすい表現にした。 スコアカードの提出及び署名を拒むことはできず、これを拒否した場合は、失格になる場合があるとしたのは、同伴者全員の署名、スコアカードの提出を義務付けていない競技会もあるため。 プレーヤーは、1ホールのみでなく、集計結果にも責任を持必要がある。 競技委員会は、できるだけ失格者が出ないように、集計所などでチェックし受け付ける配慮も必要である。 規則 43 条に関係します。</p>

頁	条	現 行	改 正	説 明
30p	第 16 条	<p>(練習)</p> <p>競技会またはプレーオフの行われる当日、プレーヤーは、その競技会であらかじめ認めている場合を除き、ラウンドまたはプレーオフ前に、競技の行われるコースで練習してはならない。</p> <p>2 プレーヤーは、1ホール<del>のプレー中及びホールとホールの間</del>でも、練習ストロークを行ってはならない。</p> <p>3 前各項に違反したときは、競技失格とする。</p>	<p>(練習ストローク)</p> <p>競技会またはプレーオフの行われる当日、プレーヤーは、その競技会であらかじめ認めている場合を除き、ラウンドまたはプレーオフ前に、競技の行われるコースで<u>練習ストローク</u>を行ってはならない。<u>違反した場合は競技失格とする。</u></p> <p>2 1ホール<del>のプレー中</del>に練習ストロークを行ってはならない。</p> <p>3 <u>ホールとホールの間での練習ストロークは、競技要領で事前周知されているにもかかわらず違反した場合は競技失格とする。また、事前周知されていなかった場合でも、失格となる場合がある。</u></p>	<p>3項 大会では、失格事項を事前通告して、失格者を出さないようにしてから、この項を適用すべきである。</p> <p>補足 「ホールとホールの間」とは今終了したばかりのホールから次のティグラウンドまでの移動の間をいう。規則 43 条に関係します。</p>
31p	第 19 条	<p>2 プレーヤーは、<u>ティグラウンドのティマークまたはティラインの先端から前方にティアップ</u>することは出来ない。</p> <p>3 プレーヤーは、<u>ティアップしたボールをプレーするために、ティグラウンドの外に立つことは出来ない。</u></p> <p>4 前各項に違反してプレーしたときは、ペナルティを付加する。</p>	<p>2 プレーヤーは、<u>指定されたティグラウンドのティアップエリア外</u>にティアップストロークすることは出来ない。</p> <p>3 プレーヤーは、<u>ティグラウンド内でプレーしなければならぬ。(足を一部でもティグラウンド外に出したままストロークをしてはならない)</u></p> <p>4 <u>方向を決めるための目印を置いてストロークをしてはならない。(2打目以降も同じ)</u></p> <p>5 前各項に違反したときは、ペナルティを付加する。</p> <p>6 <u>ティショット後ボールがティグラウンドに残っている(ティグラウンドに掛かっているボールを含む)場合は、ストロークを行ったとは見なさず、</u></p>	<p>「ティグラウンド」上の扱いを改正し、統一する。</p> <p>2項 ティアップするだけでは、ペナルティにならず、ストロークとして認められた場合にペナルティとなる。</p> <p>3項 ティグラウンドの高さに関係なく、ティグラウンド内にスタンスをとらなければならないとした。</p> <p>4項 第一打目の場合が多いので、前規程の第 2 4 条 7 項にあったものを移動した。(目印は二打目以降に置くことは少ないと考えられる。)</p> <p>6項 ティグラウンドを特別な場所として位置づけ、ティショット時に、ペナルティ、失格を極力取らないようにし、チョロしたボールの取り扱いを単純化した。同時に、そのまま打った場合の処置を明確にした。ペナルティ・失格の緩和措置</p>



頁	条	現 行	改 正	説 明
			<p><u>再度ティアップして、ティショットをすることができ、その際ティアップをせずにストロークをした時は、第2打目以降のプレーとして扱う。</u></p> <p><u>ティグラウンド上で、ストロークによらずボールに触れたり、動かしたりした場合は、ペナルティを付加しない。</u></p>	<p>規則8条2項の例外規定。 規則21条1項と関連</p>
33p	第20条	<p>ティグラウンドに設置されているティマークは、固定物である。</p> <p>2 <u>自分のスタンス、意図するスイングの区域等の妨げとならないように、ティマークを動かしたり、動かさせた時は、ペナルティが付加される。</u></p>	<p>ティグラウンドに設置されているティマークは、固定物である。<u>自分のスタンス、意図するスイングの妨げとならないように、ティマークを動かしたり、プレーヤー以外の人に動かしてもらったりする事はできない。</u></p> <p>2 <u>高さのあるティマークの上にティアップする事はできない。</u></p> <p>3 <u>前各項に違反したときは、ペナルティを付加する。</u></p>	<p>2項 ティマークを着色しただけの場合もあるため、高さのあるティマークは駄目とした。上げ玉への利用防止措置。</p> <p>3項 ペナルティの項を設けた。</p>
33p	第21条	<p>プレーヤーがアドレスしている時に、ボールをティから落とした場合、そのボールはペナルティなしで再ティアップ出来る。その際ティから落ちたボールをストロークした時は、<u>1ストロークに数え、ティアップしなかったことにより、ペナルティが付加される。</u></p> <p>2 ティから落ちつつあるボールをストロークした時は、ボールが動いていたと否とにかかわらず、<u>1ストロークに数えるだけで、ペナルティはないものとする。</u></p>	<p>プレーヤーが<u>スイングをしていないのに</u>ボールをティから落とした場合、そのボールが<u>ティグラウンド上にあるか否かに係らず</u>、ペナルティなしで再ティアップすることができる。その際ティから落ちたボールをストロークした時は、<u>第2打目以降のプレーとして扱う。</u></p> <p>2 ティから落ちつつあるボールをストロークした時は、ボールが動いていたと否とにかかわらず、ペナルティはないものとする。</p>	<p>ボールがティから落ちるのは、アドレスばかりでないので、スイングによらずとした。</p> <p>スイングによらないボールは、ストロークしていないので再ティアップするのが良い。</p> <p>また、止まった場所で、間違ってもそのまま打ってもペナルティを取らない。規則19条6項の改正に合わせ表現を統一した。</p>

頁	条	現 行	改 正	説 明
33p	第 22 条	<p><b>(ティグラウンドを間違えた場合のプレー)</b></p> <p><b>第 2 1 条の 2</b> ティグラウンドを間違えてストロークした場合、そのホールをホールアウトし、正規のホールに戻らなければならない。</p> <p>この場合において、同伴者を含め、戻った正規の最初のホールにペナルティを付加する。また、連続して間違えた場合においても、<u>それぞれの間違えたホールの数に応じたペナルティを付加する。</u></p>	<p><b>(ホールを間違えた場合のプレー)</b></p> <p><b>間違ったホールのティグラウンドから</b>ストロークした場合、そのホールをホールアウトし、正規のホールに戻らなければならない。</p> <p>この場合において、同伴者を含め、戻った正規の最初のホールにペナルティを付加する。また、連続して間違えた場合においても、<b>間違えてプレーをした</b>ホールの数に応じたペナルティを付加する。</p>	<p>前規程の第 2 2 条を第 1 9 条に併せ前規程の 2 1 条の 2 を新 2 2 条とした。</p> <p>ティグラウンドを間違えたのではなく、ホールを間違えた解釈の方が妥当である。</p> <p>プレーをして始めて間違えた事になる。</p>
34p	第 22 条 -2	<p><b>(ティグラウンド外からのプレー)</b></p> <p><b>第 2 2 条</b> 競技会において、ティグラウンド外からプレーした場合、1 ストロークに数えペナルティを付加する。</p>	<p><b>(指定以外のティグラウンドからのプレー)</b></p> <p><b>プレーヤーは、指定以外のティグラウンドから</b>プレーした場合、1 ストロークに数えペナルティを<b>付加しボールの止まっているところからプレーを続ける。</b></p>	<p>内容は第 1 9 条に併せ、新规定 2 2 条 - 2 として「指定以外のティグラウンドからのプレー」として設けた。ティグラウンドが 2 個あるホール、ティグラウンドが接近してある場合などに対応する為。</p>
34p	第 23 条	<p>2 プレーヤーは、<u>アドレス前に樹木などの生長物または動かせない障害物を動かしたり、曲げたり折ること、若しくは、砂、バラバラの土、地面の不整箇所を取り除いたり、押しつけること</u>によって、自分のールの位置や周辺の状況を改善してはならない。</p>	<p>2 プレーヤーは、<b>ストローク中を除き</b>、樹木などの生長物<b>に触れること</b>または動かせない障害物を動かすこと、若しくは、砂、バラバラの土、地面の不整箇所を取り除いたり、押しつけることによって、自分のボールの位置や周辺の状況を改善してはならない。</p>	<p>表現の方法</p> <p>生長物に触ることも付加とし、紛らわしい動作をさせない。</p>
36p	第 25 条	<p>プレーヤーが誤球でプレーした打数は、そのスコアに算入しないが、ペナルティを付加する。<u>そのボールのプレーヤーは、誤球のプレーが最初に起きた位置にボールをプレースしなければならない。</u></p>	<p>プレーヤーが誤球でプレーした打数は、そのスコアに算入しないが、ペナルティを付加する。<b>誤球でプレーした</b>プレーヤーは、誤球のプレーが最初に起きた<b>と思われる</b>位置に<b>その</b>ボールをプレースしなければならない。<b>誤球の当事者双方がプレーした後</b>に<b>気付いたときは、そのホールをホールアウトする</b></p>	<p>誤球された人が戻すのではなく誤球してプレーした人が戻すのが原則。</p> <p>マークをしていないので「思われる」とした。</p> <p>両者がストロークをした後に誤球と気がついた場合の処置を明文化。誤球となった原因は両者にあるので、両者にペナルティを付加する。</p>



パークゴルフ規則改訂 「見直し点の解説」(抜粋)

頁	条	現 行	改 正	説 明
			<b>までそのまま続行し、双方ペナルティを付加する。</b>	ペナルティの項を追加。
37p	第26条	グリーン(カップ周辺。以下同じ。)上のカップの中心に立てられたピンは、ホールの位置を示す動かせない標識であり、これを取り除くことはできない。	グリーン(カップ周辺。以下同じ。)上のカップの中心に立てられたピンは、ホールの位置を示す動かせない標識であり、これを取り除くことはできない。 <b>違反したときは、ペナルティを付加する。</b>	ペナルティの項を追加。
37p	第27条	グリーン上のカップに近いボール(カップから2クラブ以内)の場合は、プレーヤーは先にカップインするか、第32条の規則によるマークをすることができる。この場合において、拾い上げたボールは、元の位置にリプレースしなければならない。	グリーン上のカップに近いボール(カップから2クラブ以内)の場合は、プレーヤーは先にカップインするか、第32条の <b>規定</b> によるマークをすることができる。この場合において、拾い上げたボールは、リプレースしなければならない。 <b>違反したときは、ペナルティを付加する。</b>	ペナルティの項を追加。
39p	第30条	止まっているボールが局外者により動かされた場合、そのボールは次のストロークを行う前に元あったと思われる位置にプレースしなければならない。 3 プレーヤーのボールがプレー中の場合で、本規則上許されている場合を除き、プレーヤーが拾い上げたり、動かしたり、または故意にボールに触れた時(アドレス動作中にクラブがボールに触れたときは除く)は、ペナルティを付加し、元あったと思われる位置にプレースする。	止まっているボールが局外者 <b>及び同伴者</b> により動かされた場合、そのボールは次のストロークを行う前に元あったと思われる位置にプレースしなければならない。 3 プレーヤーのボールがプレー中の場合で、本規則上許されている場合を除き、プレーヤーが拾い上げたり、動かしたり、またはボールに触れた時(アドレス動作中にクラブがボールに触れたときは除く)は、ペナルティを付加し、元あったと思われる <b>所</b> にプレースする。 <b>6 前各項に違反したときは、ペナルティを付加する。</b>	局外者ばかりでなく同伴者も含まれる。 故意か故意でないかの判定は難しいので「故意に」を削除した。 6項としてペナルティの条項を設けた。 <b>補足</b> 自分のボールをうっかり蹴ってしまった場合、元あったと思われる所にプレースするが、戻さなければ <b>処置違反のペナルティが更に付加される。</b>
40p	第31条		<b>4 前各項に違反したときは、ペナルティを付加する。</b>	4項としてペナルティの条項を設けた。

頁	条	現 行	改 正	説 明
41p	第32条	<p>2 拾い上げるボールの位置は、小さな硬貨などのボールマーカー(以下「マーカー」という。)をボールの後ろに置いてマークしなければならない。マーカーが他のプレーヤーのプレーの妨げとなる時は、これをクラブヘッドの長さ1つ横に移すことができる。</p>	<p>2 拾い上げるボールの位置は、ボールマーカーを<b>原則としてカップに対し</b>ボールの後ろに置いてマークしなければならない。</p> <p><b>3 ボールマーカーが同伴者のプレーの妨げとなる時は、これをクラブヘッドの長さ1つ横に移すことができる。(ボールマーカーを移動した場合は、リプレースの際、先にボールマーカーを戻さなければならない)</b></p> <p><b>4 前各項に違反したときはペナルティを付加する。</b></p>	<p>規則どおり、ボールの後にボールマーカーを置くことができない場合を考慮した表現。</p> <p><b>補足 真後ろに、置けない場合は、ホールカップではなく別の目標を定め、それに対して真後ろへマークする。</b></p> <p>第3項は、ボールマーカーが邪魔な場合の処置で、解釈上トラブル解消の為、明文化した。</p> <p>4項としてペナルティの条項を設けた。</p>
42p	第33条	<p><b>(プレース及びリプレース)</b></p> <p><b>第33条</b> 本規則に基づいてボールを<b>プレース</b>する時は、プレーヤーが<b>プレース</b>しなければならない。ボールの<b>リプレース</b>を要する時は、プレーヤーまたは、そのボールを拾い上げたり動かした者が、ボールを拾い上げたり動かした位置にそのボールを<b>プレース(リプレース)</b>しなければならない。</p> <p>2 ボールを<b>プレース</b>または<b>リプレース</b>すべき位置を確定出来ない場合は、そのボールが止まっていたと思われる<b>位置</b>に、出来るだけ近い<b>所</b>に<b>プレース</b>しなければならない。</p> <p><b>3 プレースした時にボールがプレースした箇所</b>に止まらない場合は、次の各号に定めるところによる。</p>	<p><b>(リプレース)</b></p> <p>本規則に基づいてボールを<b>リプレース</b>する時は、<b>マークしたプレーヤー自身がリプレースしなければならない。</b></p> <p>2 <b>マーカーを見失う、紛失する、及び動かされ</b>リプレースすべき位置を確定できない場合は、そのボールが止まっていたと思われる<b>所</b>に、できるだけ近い<b>位置</b>に<b>プレース</b>しなければならない。</p> <p><b>3 2項に違反したときは、ペナルティを付加する。</b></p>	<p>リプレースは、第33条にまとめ、プレースにかかわる部分は第33条-2にまとめた。</p> <p>1項は、誰がマークするのかを明確にした。</p> <p>2項は、ボールマーカー解からなくなった場合の処置。</p> <p>3項としてペナルティの条項を設けた。</p>

頁	条	現 行	改 正	説 明
		<p><u>(1)(省略)</u>  <u>(2)ハザード内では、そのハザード内のカップに近づかない場所で、ボールが止まる最も近い場所にプレーしなければならない。</u>  <u>4 前各項に違反したときは、ペナルティを付加する。</u></p>		
42p	第33条 -2		<p><u>(プレス)</u>  <u>本規則に基づいてボールをプレスする時は、プレーヤーがプレスしなければならない。動かされたボールをプレスする時は、元あったと思われる位置に、ボールを動かした者が、プレスしなければならない。</u>  <u>2 動かされたボールをプレスすべき位置を確定できない場合は、そのボールが止まっていたと思われる所に、できるだけ近い位置にプレスしなければならない。</u>  <u>3 プレスした時にボールがプレスした箇所に止まらない場合は、次の各号に定めるところによる。</u>  <u>(1)(省略)</u>  <u>(2)ハザード内では、そのハザード内のカップに近づかない場所で、ボールが止まる最も近い位置にプレスしなければならない。</u>  <u>4 2項3項に違反したときは、ペナルティを付加する。</u></p>	<p>(プレス及びリプレス)よりプレスを分離して、第33条-2項として新設した。  1項は、誰がマークするのかを明確にした。  2項は、動かされたボールをプレスする位置が確定できない場合処置。  3項は、ボールがプレスした箇所に止まらない場合の処置。  4項としてペナルティの条項を設けた。</p>

頁	条	現 行	改 正	説 明
43p	第 34 条	<u>本規則の認めるところによりに拾い上げたボールは、これを拭くことができる。</u>	<b>第 3 4 条 (削除)</b>	積極的に拭くことを薦めない為削除した。
43p	第 35 条	プレーヤーは、同伴者から自分のボールを拾い上げるよう要求されたときは、そのボールを拾い上げる <u>こと</u> 、またはボールを拾い上げないで先にプレー <u>することが出来る</u> 。この場合において、拾い上げたボールはリプレースしなければならない。	プレーヤーは、同伴者から自分のボールを <u>マークして</u> 拾い上げるよう要求されたときは、 <b>第 3 2 条に基づき</b> そのボールを拾い上げる <u>か</u> 、またはボールを拾い上げないで先にプレー <u>しなければならない</u> 。この場合において、拾い上げたボールはリプレースしなければならない。 <b>2 同伴者が第 1 打目の時は、マークの要求があっても、マークすることはできない。</b> <b>3 前各項に違反したときは、ペナルティを付加する。</b>	1 項は、マークするよう要求された場合は、二者択一であるので明確にした。 2 項は、説明はしていたが、条文化されていなかったもので、条文化した。 3 項としてペナルティの条項を設けた。
44p	第 36 条	プレーヤーは、動かせる障害物から次の救済を受けることができる。 (1) ボールが動かせる障害物により、スタンスや <u>スイング</u> の妨げとなる時は、その障害物を取り除くことができる。その際にボールが動いた場合は、動いたボールを元あったと思われる位置にプレースしなければならない。	プレーヤーは、動かせる障害物から次の救済を受けることができる。 (1) ボールが動かせる障害物により、スタンスや <u>ストローク</u> の妨げとなる時は、その障害物を取り除くことができる。その際にボールが動いた場合は、動いたボールを元あったと思われる位置にプレースしなければならない。 <b>(3) プレーヤーが一打目の時、バンカーならし、ボールすくい</b> が本来あるべき位置にある場合、 <b>これを動かすことができない。</b> <b>2 前項に違反したときは、ペナルティを付加する。</b>	1 項 1 号は、前方のゴミを拾えるようにスイングではなく、ストロークとした。 1 項 3 号は、プレーヤーが一打目の時、前方にあるセットされてあるバンカーならし及びボールすくいを取り除いたり、向きを変えたりすることはできない。 第 2 条 2 項と関連 2 項としてペナルティの条項を設けた。

頁	条	現 行	改 正	説 明
45p	第 37 条	<p>動かせない障害物の中または上にボールがある場合、またはボールがこれに接近しているために、プレーヤーのスタンスまたは意図するスイングの区域の妨げとなる場合は、動かせない障害物による障害が生じたものとする。</p>	<p>動かせない障害物の中または上にボールがある場合、またはボールがこれに接近しているために、プレーヤーのスタンスまたはストロークの妨げとなる場合は、動かせない障害物による障害が生じたものとする。</p> <p><b>3 2項に違反したときは、ペナルティを付加する。</b></p>	<p>1項は、単純にストロークの妨げとした。 3項としてペナルティの条項を設けた。</p>
46p	第 38 条	<p><b>(異常なコースの状態)</b> カジュアルウォーターまたは修理地が、プレーヤーのスタンスやスイングの妨げとなる障害が生じた場合は、カジュアルウォーターの場合については、プレーヤーは、そのボールをあるがままの状態プレーするか、本条の規定による救済を受けることができる。なお、雪及び自然の氷(霜を除く)は、プレーヤーの選択により、カジュアルウォーターまたは、動かせる障害物として処理することができる。また、修理地にあつては、本条の規定による救済を受けなければならない。</p> <p>2 プレーヤーが前項の規定により救済を受ける場合は、次の処置をとらなければならない。</p> <p>(1) フェアウェイの場合 ボールがフェアウェイ(またはラフ)にある場合、カップに近づかず、その状態による障害を避けうる、ハザード外の場所で、ボールの止まっている箇所に最も近い地点に、ペナルティなしで拾</p>	<p><b>(カジュアルウォーター)</b> <b>一時的な水溜り内にボールがあるかスタンスがある場合、またはボール及びスタンスの一部が掛かる場合は、</b>プレーヤーは、そのボールをあるがままの状態プレーするか、本条の規定によるカジュアルウォーターとして救済を受けることができる。なお、雪及び自然の氷(霜を除く)は、プレーヤーの選択により、カジュアルウォーターまたは、動かせる障害物として処理することができる。</p> <p>2 プレーヤーが前項の規定により救済を受ける場合は、次の処置をとらなければならない。</p> <p>(1) フェアウェイ及びグリーン上の場合 <b>そのボールを拾い上げてストロークされるボールが当該カジュアルウォーターを避けうる、カップに近づかない、ボールが止まっていた所にできるだけ近いハザード外の位置に、ペナルティなしで拾い上げたボールをプレースする</b></p>	<p>「異常なコースの状態」を「カジュアルウォーター」と「修理地」に分けた。</p> <p>1項は、どういう状態の時に救済が受けられるのか定義づけ。(前方にある水溜りをカジュアルウォーターと見なさない為)</p> <p>条件に当てはまった水溜りのみがカジュアルウォーターとして救済が受けられる。</p> <p>2項は、前規則38条2項1号フェアウェイの場合と3号グリーン上場合をまとめた。</p> <p>2項1号は文書の構成の整理 2項2号は文書の構成の整理</p>

頁	条	現 行	改 正	説 明
46p	第 38 条	<p><u>い上げたボールをプレスすることができる。</u></p> <p>(2)バンカー内の場合  <u>ボールがバンカー内にある場合、そのボールを拾い上げて次のいずれかの場所にプレスすることができる。</u></p> <p>a <u>バンカー内で、その状態を避けうる、カップに近づかず、かつボールの止まっていた場所にできるだけ近い所。</u></p> <p>b <u>バンカー内にプレスすることができない場合は、バンカー外のカップに近づかず、かつボールの止まっていた場所にできるだけ近い所。</u></p> <p>(3)グリーン上の場合                      ボールがグリーン上にある場合、プレーヤーは、そのボールを拾い上げて、その状態による障害を避けうる場所で、カップに近づかず、かつボールのとまっていた場所にできるだけ近い地点にボールをプレスすることができる。</p> <p>(4)ボールが修理地内及びスタンスが修理地にある場合は、第1号に定めるカジュアルウォーターの場合の例により、救済を受けなければならない。</p>	<p>(2)バンカー内の場合                      そのボールを拾い上げて次のいずれかの場所にプレスする。</p> <p>a <u>バンカー内で、ストロークされるボールが当該カジュアルウォーターを避けうる、カップに近づかない、ボールが止まっていた所にできるだけ近い位置。</u></p> <p>b <u>バンカー内にプレスすることができない場合は、バンカー外で、ストロークされるボールが当該カジュアルウォーターを避けうる、カップに近づかない、ボールが止まっていた所にできるだけ近い位置。</u></p> <p><u>(3)削除</u></p> <p><u>(4)削除</u></p>	
49p	第 38 条 -2		<p><u>(修理地)</u>  <u>修理地内にボール及びスタンスがある場合、またはボール及びプレーヤーのスタンスの一部が修理地に掛かる場合は、本条の規定による救済を受けな</u></p>	<p>「異常なコースの状態」を「カジュアルウォーター」と「修理地」に分けた。</p> <p>2項は、処理方法を「ストロークされるボールが修理地を避けうる位置まで出さなければならない」とし、</p>



頁	条	現 行	改 正	説 明
49p	第 38 条 -2		<p>なければならない。</p> <p><u>2 プレーヤーが前項により救済を受ける場合は、ストロークされるボールが当該修理地を避けうる、カップに近づかない、ボールが止まっていた所にてできるだけ近い位置にペナルティなしでプレースしなければならない。</u></p> <p><u>3 前項に違反したときは、ペナルティを付加する。</u></p>	<p>修理地であるがゆえ、「故意」に通過させることを認めない。</p> <p>補足 修理地を表示する杭等を避けうる位置までボールを出すことができる</p> <p>3項としてペナルティの条項を設けた。</p>
51p	第 40 条	<p><b>(OBまたは紛失ボール)</b></p> <p><u>「紛失球」とは、プレー中に紛失したボールや自分のボールと確認できなかったボールをいう。</u></p> <p><u>2 紛失したボールを捜す時間は、とくに規定しないがプレーヤーの責任(第15条第1項第3号)を認識しなければならない。</u></p> <p><u>3 ボールが紛失した場合は、ペナルティを付加して、紛失したと思われる場所のできるだけ近い所に、新たなボールをプレースしなければならない。</u></p> <p><u>4 ボールがOBになった場合は、ペナルティを付加して、そのボールが最後にOBのラインを横切ったと思われる所から2クラブ以内で、カップに近づかない位置にボールをプレースしなければならない。この場合において、OB区域であることの判断に疑義がある場合は、同伴者の確認を得なければならない。</u></p>	<p><b>(紛失またはOBのボール)</b></p> <p><u>1 紛失したボールを捜す時間は、とくに規定しないがプレーヤーの責任(第15条第1項第3号)を認識しなければならない。</u></p> <p><u>2 ボールを紛失した場合は、ペナルティを付加して、紛失したと思われる場所のできるだけ近い所(地表の打球可能な地点)に、同伴者の確認を得て、新たなボールをプレースしなければならない。ただし、紛失球の処理をし、ストローク後、ボールが見つかった場合でもそのボールは紛失球として処理する。</u></p> <p><u>3 ボールがOBになった場合は、ペナルティを付加して、そのボールが最後にOBのラインを横切ったと思われる所から2クラブ以内で、カップに近づかない位置にボールをプレースしなければならない。</u></p> <p><u>4 OB区域であることの判断に疑義がある場合</u></p>	<p>タイトルを説明順にした。</p> <p>前規則40条1項は紛失球の定義は第7条22項で説明されているため削除した。</p> <p>新規則40条2項は、地面上で処理すること、同伴者の確認が必要であることを追加した。また、紛失球処理後にボールが見つかった場合の扱いを追加した。</p> <p>4項のプレー禁止区域は、修理地も含まれるので「OBであったとみなされる」とした。</p> <p>5項は、項の番号がずれた為。</p>

頁	条	現 行	改 正	説 明
51p	第40条	この確認を得ずプレーをしてしまったときは、 <u>プレー禁止区域からプレーしたものと見なし</u> ペナルティを付加し、当該ボールの停止した場所からプレーを続ける。 5 前、前段の処置に違反したときは、ペナルティを付加する。	は、同伴者の確認を得なければならない。この確認を得ずプレーをしてしまったときは、 <b>OBであったとみなされ、OBのペナルティと処置違反の</b> ペナルティを付加し、当該ボールの停止した場所からプレーを続ける。 5 <b>2項～3項</b> の処置に違反したときは、ペナルティを付加する。	
53p	第41条	1項 省略 2 自分のボールをアンプレヤブルと決めた場合は、ペナルティを付加して、そのボールを2クラブ以内で、カップに近づかない所にプレーしなければならない。ただし、2クラブでもプレーする場所が確保出来ない場合は、なお2クラブ毎にペナルティを付加し、カップに近づかない位置にプレーすることが出来る。	1項 省略 2 自分のボールをアンプレヤブルと決めた場合は、 <b>アンプレヤブルを宣言し</b> 、ペナルティを付加して、そのボールを2クラブ以内で、カップに近づかない所にプレーしなければならない。ただし、2クラブでもプレーする場所が確保できない場合は、なお2クラブ毎にペナルティを付加し、カップに近づかない位置にプレーすることができる。 <b>(ボールが地表より上にある場合は、真下の地表地点が基点となる。)</b>	2項は、アンプレヤブルを宣言することを義務付けた。植栽の上に載った場合の処置を追加した。 <b>補足 アンプレヤブルを宣言しないでボールに触れた場合は、アンプレヤブルではなく、故意にボールに触れたことになりペナルティが付加され、ボールは元あったと思われる所にプレーしなければならない。元に戻さないで打った場合は、更に処置違反のペナルティが付加される。</b>
54p	第43条	1項(4) <u>競技失格</u> 委員会は、個々の事情のある場合に限って、競技失格の罰を免除または修正すること及び、競技失格とする旨の規定がなくても、競技失格の罰を課すことができる。 <u>ただし、競技失格の罰よりも軽い罰は、いかなるものも免除または修正してはならない。</u>	1項(4) <b>ペナルティ</b> <b>委員会は、競技会で本規則に記載のない事象が発生した場合、本規則に矛盾しない範囲でペナルティを付加することができる。</b> <b>(5) 競技失格</b> 委員会は、個々の事情のある場合に限って、競技失格を免除または修正すること及び、競技失格とする旨の規定がなくても、競技失格を課すことができる	ペナルティについては失格までならない事象に関して付加できるものとした。